

国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算

平成31年2月
財務省

(単位：億円)

年度 (平成)	要償還額	借換債収入 ①	定率・差減額 繰入等 ②	一般会計から 繰戻 ③	運用益等 ④	財源計 ①～④	年度末 基金残高	年度末 公債残高	利払費等
31	1,156,900	1,013,300	142,900	700	10	1,156,900	30,000	8,913,100	89,800
32	1,195,800	1,048,100	147,100	600	10	1,195,800	30,000	9,111,300	100,200
33	1,145,800	995,500	149,800	500	10	1,145,800	30,000	9,295,700	107,700
34	1,161,200	1,007,800	153,000	400	10	1,161,200	30,000	9,481,000	114,700
35	1,165,100	1,008,500	156,200	400	10	1,165,100	30,000	9,663,400	122,700
36	1,183,300	1,023,900	159,000	300	10	1,183,300	30,000	9,843,300	129,900
37	1,207,700	1,045,700	161,700	300	10	1,207,700	30,000	10,020,300	136,600
38	1,170,500	1,005,800	164,400	200	10	1,170,500	30,000	10,194,700	143,500
39	1,200,900	1,033,500	167,200	200	10	1,200,900	30,000	10,366,400	150,400
40	1,191,900	1,021,700	170,000	200	10	1,191,900	30,000	10,535,600	157,100

(計算の前提)

- 「平成31年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の[試算-1]を前提とする。平成35年度以降、新規公債発行額は平成34年度の「差額」と同額、金利は平成34年度と同水準と仮置き。
- 計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象公債等としている。なお、年金特例債は計算の対象とし、復興債は計算の対象外とする。
- 「借換債収入」には、特別会計に関する法律の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含む。なお、買入消却は全て借換債の収入金で賄われると仮定して平成31年度と同額と仮置き。
- 「一般会計から繰戻」は、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」及び「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による一般会計からの償還金である。
- 「利払費等」には、公債利子等のほか、国債事務取扱費や(国債整理基金特別会計直入である)たばこ特別税による収入を含む。
- 計算を行うに当たり、剰余金の発生は見込んでいない。
- 100億円以上の計数については10億の位を四捨五入している。そのため、計において一致しない場合がある。
- 計算の前提の変化により、上記の各計数は異動するものである。